

# パートナーズ 会報誌

vol.  
**32**

2022.1

新年あけましておめでとうございます

税務情報

未支給年金にかかる相続税の課税関係

## 相続時精算課税制度とは？

年間2000件以上のご相談を受ける事務所が作り上げる“本物の対策”!!

## 相続開始前の安心プラン

税理士法人パートナーズ高松事務所 事務所移転と所長交代のご挨拶



税理士法人パートナーズ

おかげさまで**20**周年



# 新年あけましておめでとうございます。 本年も宜しくお願い申し上げます。



謹んで新年のお慶びを申し上げます。旧年中は格別のご厚情を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

弊社は、平成14年に岡山県で開業し、20周年を迎えました。今では中四国7県8拠点を構えるまでになりました。これもひとえに、お客様のお力があったからだと感じております。心より感謝申し上げます。

さて、この20年を振り返ってみますと、社会的に大きく変わりました。特に変わったと感じることは、非接触非対面でのお付き合いが増えたことです。新型コロナウイルス感染症で一気に身近になったと思いますが、技術の進歩により、世界中、いつでもどこでも様々な人と繋がることのできるのは、凄まじい変化だと感じています。お客様との付き合いの中でも、非対面でのやり取りも増えています。しかしながら、お客様に直にお会いして、お話ができる喜びは、これまで同様大切にしていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症についてですが、一時は感染者が増加し、緊急事態宣言が発令されていたことも記憶に新しいことと思います。ワクチン接種も広まり、感染者数が落ち着いたことで、昨年9月末には緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が全面的に解除されました。

一方で、世界的にみると、感染力の強い新たな変異株の発見や、依然として感染が広がっている地域もあります。まだまだ収束に時間がかかるかもしれません。以前のような暮らしができる日が待ち遠しいものです。

弊社では、各拠点で現在確定申告の業務に本格的に取り掛かっている最中です。多忙な時期により、お客様にご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、迅速・丁寧な対応を心掛けていく所存でございます。

最後になりましたが、新年を迎えるにあたり、1日でも早く新型コロナウイルスの感染が収束し、依然と変わらぬ日常に戻るよう、また、皆様にとって今年1年が良き年になりますよう、ご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

税理士法人パートナーズ  
社員一同

## 税理士法人パートナーズ高松事務所 事務所移転と所長交代のご挨拶

はじめまして。

昨年10月に税理士法人パートナーズ高松事務所を移転し、新しく所長に就任いたしました長山泰久と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私自身、高知税務署を振り出しに、八幡浜、松山、中村、観音寺、徳島、高松国税局と勤務しまして、25年以上、国家公務員として税務に従事して参りました。そこでは、国税調査官として資産税（相続税、贈与税、譲渡所得）を担当しており、現場で培った知識と経験を今度はお客様の立場に立ってご支援させて頂きたいと思っております。

平成30年に税務署を退職後、高松市中央町に個人事務

所を構え、相続税対策、申告書作成及び確定申告業務を行っておりましたが、業務内容そのままに令和3年10月からは税理士法人パートナーズ高松事務所として業務に当たりたいと思います。近いところでは確定申告の業務につきまして、一部を除き香川県のお客様をご担当させて頂きます。

改めまして、時期が参りましたらご案内をさせていただきますので、その際は何卒、宜しくお願い申し上げます。



税理士法人パートナーズ  
高松事務所 所長  
税理士 長山 泰久

税理士法人パートナーズ 高松事務所

〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL : 070-3794-3111 FAX : 087-831-1839

## 税務情報

### 未支給年金にかかる相続税の課税関係

年金を受け取っていた親が亡くなった際に、まだ受け取っていない年金がある場合、その年金を「未支給年金」といいます。未支給年金は、遺族が一定の手続きを行うことで受け取ることができます。しかし、「未支給年金を受け取ると相続税がかかってくるのでは？」と気になる方もいるかもしれません。そこでここでは、未支給年金と相続税の関係について国税庁の見解を掲載します。

#### 未支給年金は相続税の対象となるのか？

老齢基礎年金（国民年金）の給付の受給権者が死亡した場合に、その**死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給されていない年金**があるときには、その者の配偶者（内縁の配偶者を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の**死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの**が、「自己の名」で、その未支給の年金の支給を請求することができることとされています（国民年金法 191）。

老齢基礎年金の受給権者の相続開始時に当該死亡した受給権者に係る未支給年金がある場合に、当該死亡した受給権者に係る当該未支給年金を配偶者等が請求することができる権利（以下「未支給年金請求権」といいます。）は相続税の課税対象となる財産に含まれるのでしょうか。

#### 公的年金の未収分は相続税の対象外

未支給年金請求権については、当該死亡した受給権者に係る遺族が、当該未支給の年金を自己の固有の権利として請求するものであり、**死亡した受給権者に係る相続税の課税対象にはなりません**。なお、遺族が支給を受けた当該未支給の年金は、当該遺族の一時所得に該当します。

理由としては以下の点が挙げられます。

【1】国民年金法に基づく未支給年金請求権については、最高裁判決（平成 7 年 11 月 7 日）において、その相続性が否定されています。

すなわち、国民年金法第 19 条の規定については、同条が未支給年金の支給請求することのできる者の範囲及び順位について民法の規定する相続人の範囲及び順位決定の原則とは異なった定め方をしており、これは民法の相続とは別の被保険者の収入に依拠していた**遺族の生活保障を目的とした立場から**未支給の年金給付の支給を一定の遺族に対して認めたものと解されているものです。

したがって、未支給年金請求権を本来の相続財産として相続税の課税対象となると解することはできません。

【2】また、未支給年金請求権は、国民年金法の規定に基づき一方的に付与されるものであることから契約に基づかない権利（請求権）ですが、相続税法第 3 条第 1 項第 6 号に規定する「これに係る一時金」には、継続受取人が受給を受けるべき「定期金が特別に又は選択的に一時金とされる場合の一時金のみが含まれる」とこととされている趣旨からすると、照会の場合の未支給年金については、定期金ではなく最初から一時金のみを支給するものであるため、同号に規定するみなし相続財産にも該当しません。

以上のことから、未支給年金請求権については、死亡した受給権者に係る遺族が、当該未支給の年金を自己の固有の権利として請求するものであり、**死亡した受給権者に係る相続税の課税対象にはなりません**。

なお、遺族が支給を受けた当該未支給の年金は、所得税基本通達 34-2 により、当該遺族の一時所得に該当します。

偶数月に亡くなった場合



奇数月に亡くなった場合



国民年金や厚生年金など公的年金は、偶数月の 15 日に前月と前々月の分がまとめて支給されます。年金の受給者が死亡したときは、死亡した月の分まで年金をもらう権利がありますが、支給は翌月以降になるため必ず未収年金が発生します。

# 相続時精算課税制度とは？

相続時精算課税制度とは親や祖父母が子供や孫に対して財産を贈与する際に利用できる制度です。相続時精算課税制度を利用して生前贈与をすると、2,500万円まで無税で贈与することが可能です。しかし、相続時精算課税制度にはデメリットがあります…。今回はこの相続時精算課税制度について簡単に解説をしていきます。



## 相続時精算課税制度

相続時精算課税とは、多くの財産を所有している贈与者が、若い世代へスムーズに贈与ができるようにつくられた課税制度です。平成15年1月1日より施行された、比較的若い制度です。

通常の贈与（暦年課税）では、1年間の基礎控除額は110万円です。そのため、年間に110万円を超える贈与が発生した場合には、贈与税額が大きくなってしまいます。

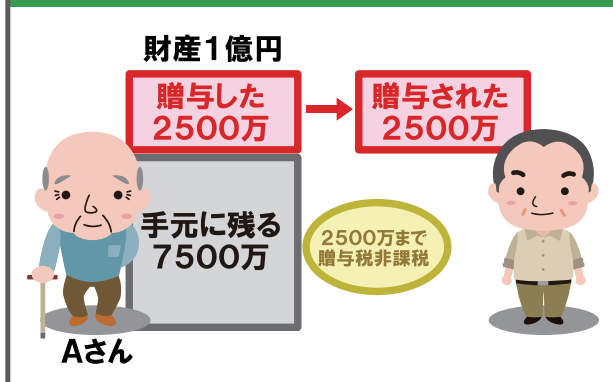
一方、相続時精算課税を選択した場合には、**特別控除額**は相続が発生するまでの**累計で2500万円**です。そのため、財産を多く所有している贈与者が、まとめて受贈者へ財産を贈与したいときに、有効な課税制度といえます。

例えば、平成25年の時点で1億円持っているAさんという人がいたとします。このAさんが、相続時精算課税制度を使って、子供に2500万円を贈与したとします。この時、2500万円までは非課税なので贈与税がかかりません。

贈与をした後、Aさんの手元には、7500万円の財産が残っています。1億円から贈与した2500万円を引けば、7500万円となります。（図1）

その後、時は流れ、平成29年になりAさんはお亡くなりになりました。この時に、Aさんの手元には7500万円の遺産があります。では、この7500万円だけに相続税がかかるのでしょうか。正解はバツです。ここ

（図1）平成25年に贈与



で出てくるのが、相続時精算課税制度です。

相続時精算課税制度を使って生前贈与した財産は、2500万円まで贈与税が非課税になりますが、その人が亡くなってしまった時には、手元の財産だけではなく、この相続時精算課税制度を使って贈与した財産も含めて相続税を計算しなければいけません。（図2）

（図2）平成29年にAさんが亡くなり相続発生



## ■ 暦年課税とは

暦年課税とは、昔からある従来の課税方式です。その年の1月1日～12月31日の1年間に、贈与を受けた財産の価値を基に課税されるものです。ただし、その年に贈与を受けた財産の合計額が110万円の基礎控除額以下である場合には、贈与税はかかりません。

つまり、贈与財産の額が大きい場合でも、毎年、110万円以下ずつ贈与をすれば、贈与税がかからず、財産を贈与することができます。さらに、基本的に基礎控除以下であれば贈与税の申告も必要ありません。仮に、年間110万円を超える場合には、年間の贈与額より110万円を引いた超過分の額ごとに税率が設定されています。

つまり、手元の財産7500万円と相続時精算課税制度を使って贈与した財産2500万円を足した、1億円に対して相続税が課税されるというわけです。贈与税が非課税になるだけであって、相続税は課税されますので、節税というわけではなく、税金の先送り、というのが実態です。なお、贈与総額が2500万円を超えた場合は、超えた額に対して一律20%の税率がかけられます。

## 相続時精算課税制度の適用手続き

相続時精算課税制度を選択する時には、決まりがあります。

贈与者：60歳以上の親

または祖父母

受贈者：贈与者の推定相続人である

20歳以上の子または孫

なお、相続時精算課税制度を選択する場合には、上記の贈与者と受贈者を特定する必要があります。

相続時精算課税を選択しようとする受贈者（子又は孫）は、その選択に係る最初の贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間（贈与税の申告書の提出期間）に納税地の所轄税務署長に対して「相続時精算課税選択届出書」を受贈者の戸籍の謄本などの一定の書類とともに贈与税の申告書に添付して提出することとされています。

相続時精算課税は、受贈者（子または孫）が贈与者（父母または祖父母）ごとに選択できますが、いったん選択すると選択した年以後贈与者が亡くなる時まで継続して適用され、暦年贈与に変更することはできません。



## 相続時精算課税のメリット・デメリット

### メリット

- 将来贈与者が亡くなったときに相続税がかからない場合には、相続時精算課税を選択することにより税負担なく、早めに多額の財産を贈与することができる
- 相続の時には、贈与財産を贈与したときの時価で加算されるため、将来値上がりが見込まれる財産を贈与することにより、値上がり分だけ財産の評価を下げることができる
- アパートなどの収益物件を贈与した場合、家賃収入は受贈者のものとなるため、贈与者の相続財産の増額を回避することができ、相続税対策になる

### デメリット

- 相続時精算課税を選択すると、その贈与者については、選択後は暦年課税に戻せない
- 相続時精算課税による贈与財産は、相続財産に加算されるため、相続財産自体は減らせない
- 相続時精算課税を選択して贈与された物件については、小規模宅地等の特例が適用できない
- 相続時精算課税を選択して贈与された財産については、相続税の物納財産（不動産などの金銭以外の資産）に充てることはできない
- 相続時精算課税を選択した場合には、特定された贈与者からの贈与は、その都度、申告が必要

年間2000件以上のご相談を受ける事務所が作り上げる“本物の対策”!!

# 相続開始前の安心プラン

## 相続税対策は早い方が効果的！

パートナーズの相続税対策は表面上の対策ではなく、財産の中身まで細かく調べたうえで対策を行います。

一次相続はもちろん、二次相続以降の財産承継・税負担まで検討をします。さらに特徴的なのが財産の所有方法や将来の財産の流れまで検討し、相続税のかからない財産に変えていきます。実際に携わった相続対策で培ったノウハウで、お客様に合ったご提案をします。ご提案の際には、選択肢をできるだけ増やし、お客様にご判断を頂けるように進めていきます。最初のご提案の段階で吟味し納得して頂いだうえで進行していきます。

## こんなお悩みありませんか？



いまの財産を息子が相続した場合、税金がかかるのかな？



だいたいの税額は調べたんだけど、これ以上、下がらないのかな？



私が持っている財産はこのまま自分が持っていて良いのだろうか？



相続対策や実行など、どのようにすれば良いのかまったくわからない…

## そんなお悩みを解決する相続開始前の安心プラン4つの「安心」

- その1 財産の内容を細かく確認して一次相続・二次相続以降の財産承継・税負担を検討します。
- その2 財産の所有方法や将来の財産の流れまで検討し、相続税のかからない財産に変えていきます。
- その3 表面上だけでなく中身までしっかり確認するので、相続時の評価額を最小限にすることができます。
- その4 選択された相続税対策の実行サポートまでするので、相続税対策の行動を起こすことができます。

パートナーズのホームページに  
「相続開始前の安心プラン」動画を掲載中 !!

専門家が作り上げる  
“本物”の対策



税理士法人パートナーズ

# おかげさまで20周年

税理士法人パートナーズは、設立 20 周年を迎えました。2002 年に岡山県岡山市で設立し、今では中四国 7 県 8 拠点にまで拡大しました。これもひとえに、皆様からの温かいご支援の賜物と心より感謝申し上げます。次の 10 年に向けて、これからもお客様の本当の意味でのパートナーになれるよう精進いたします。

## 岡山事務所



**川本 洋**  
Yo Kawamoto  
代表社員  
税理士



**石川 裕章**  
Hiroaki Ishikawa  
税理士



**笠井 紀子**  
Noriko Kasai  
税理士

## 広島事務所



**中谷 有希**  
Yuki Nakatani  
代表社員  
公認会計士 税理士

## 福山事務所



**津田 真一**  
Shinichi Tsuda  
代表社員  
税理士

## 山陰事務所



**川原 康寛**  
Yasuhiro Kawahara  
代表社員  
税理士



## 高松事務所



**長山 泰久**  
Yasuhisa Nagayama  
代表社員  
税理士

## 松山事務所



**柳井 崇延**  
Yanai Takanobu  
代表社員  
税理士

## 徳島事務所



**近藤 秀典**  
Hidenori Kondo  
代表社員  
税理士



**藤井 翔**  
Sho Fujii  
税理士

## 高知事務所



**砂原 洋一**  
Yoichi Sunahara  
代表社員  
税理士

相続・贈与関連の税務情報をお送りします

# パートナーズ会員

税理士法人パートナーズでは、資産家向けの会員を募っています。ご入会の方へパートナーズから会報誌や税制改正などの情報をご提供。また電話無料相談にも応じます。**年会費・入会費は無料**。普段なかなか聞くことができない税務関連情報はもちろん、知って得する情報をご提供します。



## 特典①

### 会報誌の発行

資産家向けの税務情報をお送りします。税理士事務所だからこそお伝えができる情報や意外と知られていない情報を会報誌で年3、4回お送りします。

## 特典②

### 無料相談

一般的な税務のご相談を承ります。税務関連はもちろん、事務改善やコスト削減、売上アップや経営計画書の作成など、幅広くお応えします。

## 特典③

### 税制改正・判例事例の提供

たびたび変わる税法を改正のたびにご案内します。また、過去の判例事例など、専門的な情報もお伝えします。

■特典は事前の連絡なく変更することがありますので予めご了承ください■

パートナーズのホームページからもお申込みいただけます

<https://zei-partners.com/member.html>

パートナーズ会員募集

検索

## 税理士法人パートナーズ

岡山事務所 〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9 TEL 086-246-4446  
広島事務所 〒730-8510 広島県広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビルディング7F TEL 082-962-8885  
福山事務所 〒721-0974 広島県福山市東深津町4-7-15 プラッツ岩原101号 TEL 084-925-6150  
山陰事務所 〒683-0001 鳥取県米子市皆生温泉2-7-14 TEL 0859-21-5169  
高松事務所 〒760-0007 香川県高松市中央町1-5 MBSビル5F TEL 070-3794-3111  
松山事務所 〒790-0915 愛媛県松山市松末1-5-12 松末テナントビル3F TEL 089-948-9441  
徳島事務所 〒770-0851 徳島県徳島市徳島町城内6-87 尾野ビル2階 TEL 088-655-6554  
高知事務所 〒780-0928 高知県高知市越前町2丁目7番2号フレンズビル4F TEL 088-802-5344